平成２９年（フ）第２４６号
大阪府東大阪市吉田５丁目３番29号　エムズハウス305号
破産者　岡田　幸子
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１８２号
兵庫県芦屋市呉川町２番16号
破産者　清水　一史
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２６号
北海道小樽市奥沢５丁目４番６号、前住所北海道小樽市石山町18番２号
破産者　阿部　佳則
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第３３９号
岩手県大船渡市大船渡町字地ノ森25番地３
破産者　菊池　　椋
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第７７号
盛岡市前九年２丁目11番15号　レオパレスポムドテール204号、旧住所山形県鶴岡市大塚町39番43号　レオパレスグリーンシャトー201
破産者　葛西　一雅
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２６５１号
横浜市西区中央１丁目38－１　リヴァレイン横濱101号室、住民票上の住所横浜市神奈川区西神奈川１丁目19番地10　㈱アンビシオンジャポン内
破産者　小島　大志
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６５３号
横浜市港北区大曽根３丁目９番20号
破産者　金子　竜也
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５０号
横浜市中区本牧元町59番14号
破産者　中平　佳文
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６１３号
横浜市西区伊勢町２丁目86番地　アーバンハイツ２Ｆ
破産者　堀野　匡二
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７６２号
神奈川県秦野市北矢名1028－４　シティーハイツ井上101、住民票上の住所神奈川県高座郡寒川町大曲３丁目７番８号
破産者　汲田真木人
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９２４号
横浜市鶴見区岸谷４丁目１番４号　メゾンラビ202
破産者　山下　和久
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９３０号
横浜市南区井土ケ谷下町37番地４　クリオ井土ケ谷ファースト601
破産者　張替ときい
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９５６号
横浜市保土ケ谷区瀬戸ケ谷町80番地７
破産者　明山　　修
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２８号
富山市水橋町1019番地
破産者　新鞍　克三
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５号
富山市婦中町田島930番地37
破産者　中林　紀子
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７号
石川県金沢市畝田東１丁目42番地　メゾンＴ１・103号、従前の住所石川県白山市宮永町2706番
破産者　清水　庸利
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第２７０号
神戸市灘区友田町１丁目３番11号　大西ハイツ204、従前の住所神戸市灘区鶴甲４丁目６番24―105号
破産者　中川　隆文
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３号
愛媛県宇和島市丸之内５丁目４番11号　ダイヤモンドハイツ405号
破産者　中尾　龍平
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部